

地震保険料（家財適用）の割引に係る公営住宅等の建築年の証明について

入居者の皆さんが、地震保険（家財適用）の加入に関し、その保険料の建築年割引の適用を受けるためには、当該住宅が「昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物であること」が要件となっています。

証明書の発行を希望する場合には、佐久市役所 建築住宅課 住宅係（電話 62-3430）までお問い合わせください。

証 明 願

佐久市長 様

住所

団地 号

氏名

私が居住する住宅が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物であることを証明してください。